

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年9月21日

住所 熊本県熊本市東区长嶺東三丁目4番40号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日	平成29年9月21日	許可番号	第中-257号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	法施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	熊本県上益城郡益城町小谷字戸次道1323番5		
処理能力	80t/日（8時間）		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		